

南部地域の住民を対象とした定住意向等に関する調査業務委託仕様書

1 委託事業名

南部地域の住民を対象とした定住意向等に関する調査業務委託

2 事業の目的及び概要

南部地域（※）においては、人口減少に歯止めがかからず、他地域と比較して特に若者の定住率の低下が進んでおり、働き手・地域活動の担い手が不足している。そうした中、今後の南部地域振興の方向性を企画立案するためには、南部地域の若者等の地域への愛着、将来の定住の意向、転出の理由等を把握する必要がある。

そこで、南部地域及び周辺地域の高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の2年生全員を対象としたアンケート調査並びに南部地域の住民を対象としたアンケート調査を実施し、その結果から明らかになった南部地域の課題に対して、解決に資する先進事例について調査を行う。

※南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町の13市町をいう。

3 履行期間

契約の日から令和8年8月31日（月）まで

4 委託業務内容

（1）高校生を対象としたアンケート

対象者：南部地域及び周辺地域の高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の2年生全員 ※計28校（約3,700名）

調査内容：地域への愛着、将来の定住意向、転出の理由等

※アンケートの項目設計・実施・回収については県が実施する（委託業務外：参考資料1、2のとおり）こととし、7月31日（金）までに、回収したデータをCSVファイル又はExcelファイル形式にて受託事業者提供とする。

①分析

ア) 県が提供する回答データをもとに、分析を行うこと。その際は、回答者の属性や回答内容に基づいたクロス分析を行うこと。

イ) 分析にあたっては、Microsoft 365で対応可能なファイル形式で、グラフ化及び図式化すること。その際は、県でも容易に操作・分析ができるようにすること。

ウ) 市町別・学校別にもデータを取りまとめること。

エ) 県が平成28年度から令和元年度に行った高校生アンケートとの比較が可能

となるよう分析を行うこと。なお、令和元年度までに実施したアンケートの分析結果は、後日受託事業者に提供することとする。

(2) 地域住民を対象としたアンケート

対象者：南部地域に在住する20歳から59歳までの住民

(有効回答数：400件以上)

調査内容：地域への愛着、在住の理由、将来の定住意向等

①項目設計

ア)当該業務の目的に鑑み、有効な調査項目を設計すること。設計にあたっては、年代が幅広いこと、地域に住み続けている住民や地域外から地域に転入してきた住民などさまざまな属性が含まれることを踏まえ、属性によって項目の一部を変更することも差し支えない。なお、項目の詳細は県と協議のうえ決定するものとする。

イ)項目数は15問程度、回答は選択式(一部記述も可。)とし、(1)高校生を対象としたアンケートとの比較ができるよう、以下の趣旨の項目を含めること。

- ・住んでいる地域のこと好きかどうか及びその理由
- ・住んでいる地域に住み続けたいかどうか及びその理由
- ・地域への愛着を高め、もっと住み続けたい又は戻りたいと思うために必要な取組
- ・住んでいる地域とどのように関わりたいか

②アンケートの実施・回収

ア)アンケートを実施し、回答を収集すること。その際、回答者の地域や性別・年代が偏らないよう工夫することとし、市町別に分析が可能となるような市町ごとの回答数を最低限確保すること。また、同一人物からの重複回答を避けられるように工夫すること。

イ)紙媒体又は電子媒体のうち、より有効な方法で実施すること。なお、併用することも差し支えない。また、印刷費や郵送費等が必要となる場合は、委託料の中から支出することとする。

ウ)回答者に対して、委託料の中から電子ギフトカードなどの謝礼をすることも可能とする。

③分析

ア)②で回収した回答データをもとに、分析を行うこと。その際は、回答者の属性や回答内容に基づいたクロス分析を行うこと。

イ)分析にあたっては、Microsoft 365で対応可能なファイル形式で、グラフ化

及び図式化すること。その際は、県でも容易に操作・分析ができるようにすること。

ウ) 市町別にもデータを取りまとめて分析すること。

(3) 先進事例調査

(1) 及び(2)の分析結果から導き出された南部地域の課題と同様の課題に対して取り組む先進事例について、Webや文献を用いて調査を行うこと。なお、事例数は5件以上とする。

(4) 取組方向提案

(1) から(3)を踏まえ、南部地域における若者の定住率向上に向けた具体的な取組の方向性を提案すること。その際、参考資料3「三重県南部地域振興プラン」を踏まえた提案を行うこと。

5 業務スケジュール(予定)

	高校生を対象としたアンケート	地域住民を対象としたアンケート
6月末まで	〔 アンケート実施・回収 ※委託業務外 〕	項目設計
7月末まで		アンケート実施・回収
8月末まで	分析・先進事例調査・取組方向提案	

6 納品する成果物

(1) 成果物

4 委託業務内容にかかる以下の成果物を、電子データで1部提出すること。

- ・分析結果、先進事例調査、取組方向提案を含めた調査結果報告書
(Word又はPowerPoint)
- ・(1) ①イ) のデータ
- ・(1) ①ウ) のPDFファイル
- ・(2) ③イ) のデータ
- ・(2) ③ウ) のPDFファイル
- ・(2) ②で回収したデータ

(2) 提出期限

令和8年8月31日(月)

(3) 提出場所

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課

E-mail : nanbu@pref.mie.lg.jp

7 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示をする場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。